ありがとうメッセージ

・にこにこクラブ、福祉の店より寄付をいただきました！今後のたんぽぽの活動、交流等に使用させていただきたいと思います。ありがとうございました！！
・農家のみなさん、新鮮なお野菜をありがとうございます！
・日用品の提供、いつもありがとうございます！

★たんぽぽ掲示板★

・５月のゴールデンウィークは、暦どおりのお休みです。ＰＯＰＯ、駄菓子屋も合わせて休業します。

研修会第一報

・今年度の当法人主催の地域生活支援関係職員研修会は 12 月 19 日（土）に山元加津子氏を迎え講演会、シンポジウムを行う予定です。もと特別支援学校教諭であり、映画「１／４の軌跡～本当のことだから」でその名を知られています。誰しも一人ひとりがとても大切な存在だというあたりまえのことを思い知らされる作品です。詳細は当紙、ホームページ等でお知らせしますので是非お誘い合わせてご参加ください。

賛助会よりお知らせ

特定非営利活動法人 SAJA(NPO 法人サヤ)の目的にご賛同いただける方に、是非賛助会にご入会ください。当法人の目的は、在宅の精神障害者に対して、地域生活支援に関する事業を行い、あわせて障害者の自立と社会経済活動への参加を図ることを通して、精神保健福祉の増進に寄与することです。

主な事業は①就労継続支援Ｂ型事業所の運営
②精神保健福祉に関する知識の普及啓発活動
③障害者福祉関係団体との交流及び地域福祉組織化活動
④研修事業等

賛助会年会費は 2,000 円です。ご入会いただいた方にはたんぽぽの機関紙「LIFE」（年６回）をお届け致します。何卒ご支援、ご協力をよろしくお願い致します。

会費のお支払方法…①郵便振込（申し訳ありませんが、振込手数料のご負担をお願いします。）
口座番号：01680-5-570847
加入者名：特定非営利活動法人サヤ
②当事業所窓口にて支払い

編集後記

新年度を迎えました。前回のＬＩＦＥにあったように、たんぽぽの活動内容が大きく変わろうとしています。スタッフは週に１回ミーティングをしており、すこしづつ新しい動きに向けて話を詰めている状況です。スタッフ間では、何度も話をしているのですが、メンバーに対しては、なぜ今回活動を見直すのかという説明が不十分な様です。そのため、４月 16 日には、メンバー、スタッフ、理事長で「たんぽぽ会議」を行います。
新しい取り組みについて、全員の希望に沿うことは難しいと思いますが、しっかりと話し合って、情報も、考えも、たくさん伝え、また、多くの意見を聴ければいいなあ、と思います。
また、その様子も次号のＬＩＦＥでお伝えしたいと思います！

（H.M）

Life

４月号　2015．4．18発行
特定非営利活動法人ＳＡ、Ａ
就労継続支援Ｂ型事業所　たんぽぽ
〒763 - 0066
丸亀市天満町１ - 2 - 31
ＴＥＬ：0877 - 22 - 2840
ＨＰ　http://nposaja

2015 年度も“実践”

理事長　西谷　清美

NPO 法人サヤ「たんぽぽ」は、2015 年度も「福祉実践」ということにこだわり続けて参ります。ここで言う「福祉実践」とは、福祉や援護に欠ける人々、私たちの立場からは精神障害を持つ人々ということになりますが、そのような状況にある利用者の幸福追求を最大限尊重することと、その人の権利を擁護することを大前提に、利用者の社会生活上のニーズに適った支援活動を展開していく所存です。

そのためには、次の 3 点が重要と考えます。まず、１つ目は地域で福祉を実践するということと、地域福祉実践の相違を意識して活動することです。地域で福祉を実践するというのは、住民相互の連帯や協働で成り立つコミュニティを「地域」とは訳さず、単に場所あるいは範域としての「地域」に進出して福祉を提供しようという発想です。一方、地域福祉実践は、住民生活の基盤(時間・場所・関係・条件等)となる資源(潜在的資源を含む)を活用、開発して、いわば暮らしの現場で福祉を実践するということに他なりません。「たんぽぽ」は、地域福祉実践をしっかりと念頭に置いて取り組みます。

２つ目は、障害者権利条約等の障害者福祉の原理原則を活動の基本に据えるということです。2014 年４月１日にわが国もこの条約の締結国となりましたが、私たちとしてもその意味と本質、責任の大きさを認識する必要があると考えます。2006 年、国連の議場に響き渡った「Nothing About Us Without Us !!」(私たちぬきに私たちのことを決めないで)というフレーズにみるとおり、障害を持つ人々が自らの人生に対して決定権を持つということの原則が尊重されなければなりません。2013 年５月に開催された国連拷問禁止委員会は、日本政府に精神医療に関する８項目の勧告をしています。紙面の都合上、ここではその詳細をご紹介できませんが、その内容はいずれも精神医療とその政策の改革を要求するものです。大切なことは利用者の自己決定権を尊重し支援すること、そして治療やケア、さらには援助であっても、それが身体的、精神的、心理的に負担を伴うものであれば、それはその人の心身のあり方を変えてしまう行為であり、心身がそのままの状態で尊重される権利(障害者権利条約第 17 条)を保障するという考え方(Integrity)からすると権利侵害となる可能性を孕んでいるわけですから、そのことをしっかりと認識しておくことです。わが国は障害者権利条約の締結国となったわけですから、「たんぽぽ」でもその責任を重く受け止めて利用者の自己決定を支援していきます。

最後に 3 つ目ですが、支援者に関する部分です。私たち支援者が専門職を自負し、その専門性を高めようとすればするほど、なぜか利用者から離れた存在になってしまうことがあります。支援を利用する人々のために存在しているはずの支援者ですが、精神保健福祉のシステムの一部であることから逃れることはできず、したがって専門職としての専門性は社会システムの中(資格制度や社会保障制度等)で認知されざるを得ません。専門職としての固有の視点や価値、技能等は、専門職が専門職であるために重要な要素であり、このことを無視しての福祉実践はありえません。かといって、自らの専門性に固執するあまり社会性を失っては本末転倒です。「たんぽぽ」の職員は、このことを心に留めて実践を重ねて参ります。

関係者の皆様には、2015 年度もこれまで同様、どうぞ宜しくお願いします。

苦情解決研修報告

主任　小西靖代

香川県運営適正化委員会主催の、平成 26 年度苦情解決事業研修会に参加しました。

はじめに、香川県では 26 年度に 46 件の苦情があり、職員の接遇、コミュニケーションによるものが多くみられたと報告がありました。次に、昭和女子大学、人間社会学部福祉社会学科教授の、北本佳子氏より、自らの苦情調整員(オンブズマン)の経験から事例を交えての講演がありました。事業所内の苦情受付のシステムの敷居の高さや、要望、質問、苦情等が言いやすい風通しの良さについて触れ、苦情のない事業所が良い事業所とは限らないとのことでした。また、質問、要望、苦情は資質向上のために必要なものと認識しておくとが重要と話されていました。苦情とは、支援者または事業者が問題視していないことから出てくることが多い。その前には利用者より質問、要望等、何らかのサインあり、迅速に誠実な対応を怠ることが苦情に繋がっている。苦情は起こりうること、自分が苦情の対象になることもあるという危機感を常に持っておくことが必要とのことでした。利用者の要望すべてに応えるのは事業所として難しいこともあるが、要望に対しては受容し、利用者の納得のいく説明をきちんと行うことが求められている。あくまでも苦情か否かは利用者が決めるということを認識しておくようにとのことでした。結果よりも対応のプロセスが重要で、事業者のあり方が原因を拡大させる場合もあるため施設内研修を通して職員のスキルアップ、組織のあり方を共有していくことが大切であるとのことでした。研修を終えて、先日当事業所でも研修報告をしました。職員それぞれが日々の業務を振り返りながら、傾聴する姿勢や事例について議論し、事業所のあり方を再確認できる良い機会となりました。

障害者虐待の防止と対策についての研修

精神保健福祉士　山﨑　裕太

3/27（金）村井施設長より、障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応についてたんぽぽ職員に周知が行われました。具体的には、香川県障害者権利擁護センターが発行している職場内研修用冊子と障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引きの読み合わせ等を行っています。

実際に虐待と思われる行為があった場合の対応や通報先、虐待を防止するためにはどのようにしていけばよいのかといったことの確認を行いました。障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査によれば、本人や家族による通報に比べて、当該施設・事業所職員の通報割合が少ないという報告があがっています。このことから、施設内における虐待防止への意識の低さや、職員間連携の希薄さ、通報義務の不履行等があることが考えられます。そのため、虐待を防止するためには職員個々が意識していくとともに、職員間の連携をしっかりと行い、職員の孤立を防ぐことが重要であるといえます。また、基本的なことであり、虐待防止のためというわけではもちろんありませんが、利用者との関係性を常日頃から大切にしていくことを今後も継続していくことが重要であると思いました。

虐待防止の取り組みは外部の目を導入することでより効果の高いものとなると考えられています。このことを踏まえて、我々も今後更に努めていきたいと思います。

新スタッフの紹介！

精神保健福祉士　山下千里

今年の３月に四国学院大学を卒業し、３月 23 日から、たんぽぽ常勤スタッフとして就職しました山下千里です。平成２４年 11 月から、たんぽぽで週３日程度学生アルバイトとして、メンバーの皆さんと一緒に活動してきました。学生時代には主として精神保健福祉を専攻し、「本人主体のかかわり」や「精神保健福祉地域実践」などを学びました。勉学以外には、幼い頃から続けてきた野球を続けるため、軟式野球部に所属していました。

今は、学生アルバイトではなく精神保健の専門職として、求められている専門性を確かめていくことに精一杯ですが、その中でも、誰のための支援、誰のための活動なのかを考え、本人主体の支援を忘れず、さらにメンバーの皆さんとの関係を築いていきたいです。そして、メンバーの気持ちに寄り添った支援ができるスタッフになりたいと思います。また、日本の精神障害者の置かれている環境は時代の変化により良くなりつつありますが、まだまだ厳しいものであると感じています。たんぽぽでの活動やメンバーの支援を行いながら、今後の精神保健福祉のあり方を考えていきたいと思います。

アルバイト期間を含めるとたんぽぽは２年目になりますが、社会人として１年目であり、不安なことが多くあり、知識、経験もまだまだ未熟ではありますが、メンバーの皆さんと一緒に「働く」ことの意味を考えながら、明るい未来を目指し日々精進したいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

うたづええもん市

２月８日（土）から２月 13 日（木）までの６日間、「こめっせ宇多津」にて行われた、『うたづええもん市』に参加しました。今年も、手作り雑貨や手作りクッキーなどを店頭で販売しました。地域のバザーは、販売班が販売を行うのですが、『うたづええもん市』は委託販売の形をとっているので、製造班とスタッフが搬入と搬出を行いました。売上としては、去年、参加した時より、雑貨が多く売れた様です。搬入や搬出時、他の事業所の作品やお菓子を見ることができるので、買ったり、眺めたりして勉強しました。商品の質はもちろん重要ですが、包装や陳列、ポップの工夫など、商品の見せ方もお店によって個性が出ており、「たんぽぽも工夫のしがいがありますね～」と話しながら作業をしました。

今年度も、試行錯誤しながら地域のバザーに参加できればよいなと思います。

城坤春のバザー

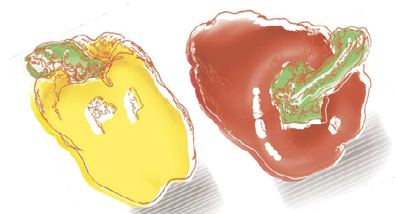

３月１日、城坤バザーに参加しました。

前日から、大雨が降っており、メンバーもスタッフも、天気を心配していましたが、当日もあいにくの雨模様でした。例年通り、輪投げの準備をしてきており、「この雨やから輪投げは出すのをやめようか～。」と話し合っていたのですが、雨の中、たくさんのお客さんが輪投げを楽しんでいってくれました。バザーではいつも、たんぽぽ紹介カードを配るのですが、お客さんにそのカードを渡そうとすると、たくさんのお客さんに、「知っとるよ！」「駄菓子買いに行きよる！」と嬉しい返答を頂いたことが印象的でした。地域の中のお店として、よりよいサービスを提供できるよう向上したいと思います。